

福井 2 丁目町内会デジタル機器取扱要領

1 デジタル機器

ここで、デジタル機器とはパソコンをいう。
なお、スマホは含まない。

2 機器の貸与

町内会活動に必要な機器については、必要とする役員への機器の貸与を原則とし、役員会において、貸与の必要性を判断する。なお、町内会での機器購入に際しては、購入の概算金額を役員会にて審査する。

3 機器の耐用年数

機器の耐用年数は 6 年に設定するが、長期使用を奨励する。なお、破損した場合は速やかに町内会に返却し、役員会にて再購入について審議する。

4 機器の返却

役員退任、使用必要性の変更など、機器を必要としなくなった場合は、町内会へ返却する。なお、返却された機器については、使用者を含め、希望者への有償による譲り渡しを可能とするが、役員会の審査承認事項とする。

5 個人所有の機器を使用する場合

個人所有のデジタル機器を町内会活動に使用する場合は、その残価、使用割合を役員会で審議し、デジタル機器使用に対する謝礼を支払う。

参考 1：原価償却一定額法

- ・個人新規購入のパソコンを町内会活動に利用

残価 150,000 円

使用割合 50%の場合、 $150,000 \text{ 円} \times 50\% / 6 \text{ 年}$ （6 年間につき、年間 12,500 円）

使用割合 20%の場合、 $150,000 \text{ 円} \times 20\% / 6 \text{ 年}$ （6 年間につき、年間 5,000 円）

- ・個人購入後 2 年使用していたパソコンを町内会活動に利用

残価 $150,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 年} / 6 \text{ 年} = 100,000 \text{ 円}$

使用割合 50%の場合、 $100,000 \text{ 円} \times 50\% / 4 \text{ 年}$ （4 年間につき、年間 12,500 円）

使用割合 20%の場合、 $100,000 \text{ 円} \times 20\% / 4 \text{ 年}$ （4 年間につき、年間 5,000 円）

- ・6 年以上のパソコンの使用

残価 0 円

使用割合に係わらず、謝礼 1,000 円/年を町内会から支払う。

参考 2：使用割合例 会長 50%、会計部長 20%、その他申し出による

附 1

- 1 この要領は、令和 8 年 7 月 18 日開催の役員会において制定した